

苦情申立ての受理について

札幌市告示第 940 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達において、政府調達に関する苦情処理手続(平成 7 年 12 月 28 日市長決裁)第 5 項第 1 号に基づき苦情の申立てがあったので、正当な申立てと認め、これを正式に受理したことから、下記のとおり公示する。

平成 24 年 4 月 23 日

札幌市入札・契約等審議委員会
委員長 蟹江 俊 仁

記

- 1 苦情申立日
平成 24 年 4 月 11 日
- 2 苦情申立人
札幌市東区北 6 条東 2 丁目 2 - 1
フクダ電子北海道販売株式会社
- 3 苦情に係る調達機関名及び調達件名
 - (1) 調達機関
札幌市(札幌市教育委員会学校教育推進課)
 - (2) 調達(借入)件名及び数量
自動体外式除細動器(AED) 221 台
【札幌市告示第 204 号(平成 24 年 1 月 31 日付札幌市契約公報(平成 24 年第 6 号)掲載)】
- 4 苦情の概要
落札決定した機種については入札説明書(仕様書)に掲げる仕様を満たしていない。
- 5 苦情処理手続への参加を希望する者における委員会への申立期日
本苦情に係る調達に利害関係を持つ供給者であって、本苦情処理手続に参加を希望する者は、札幌市入札・契約等審議委員会が指定する様式により、その旨を、指定期日までに同委員会に申し立てなければならない。
 - (1) 申出先 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市財政局管財部契約管理課
(札幌市入札・契約等審議委員会事務局) 電話 011-211-2152
 - (2) 申出期日 平成 24 年 5 月 1 日(火) 17 時 00 分まで(送付の場合は必着)